

農薬の優先審査について

1. 背景

- 農薬の優先審査については、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）において「病虫害の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、（中略）他の農薬の審査に優先して行うように努める」とされている（新規登録の場合は法第3条第6項、変更登録の場合は法第7条第4項）。
- この優先審査の対象となる農薬が満たすべき条件（以下「優先審査基準」という。）については、「優先審査基準」（平成30年10月5日農業資材審議会農薬分科会決定）として当分科会において決定し、公表しているところ。
- 令和6年11月28日の農業資材審議会農薬分科会（第44回）において、農薬取締法の施行状況について議論した際、優先審査については、「引き続き、優先審査の仕組みに基づき、適切かつ迅速に審査を実施するとともに、優先審査の要件について、病虫害防除の実態や現場ニーズを踏まえ、適時に見直しを実施。」としている。
- また、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）において、「防除ニーズに対応するため、優先審査の仕組み等を活用し、新規農薬について速やかに上市できるような取組を推進する。」としているところ。

2. 優先審査基準に追加する事項（案）

本年4月に策定された食料・農業・農村基本計画において、農薬については「環境にも配慮しつつ、効果的な防除を進める」こととされており、当該計画の主要項目の一つである環境と調和のとれた食料システムの確立を推進するためにも必要な対応を検討する必要がある。また、新たな栽培・防除技術の開発の進展とも相まって、それらに対応する農薬への生産現場のニーズも高まっている。

このため、別紙案のとおり、優先審査基準を改正し、環境負荷低減に貢献する技術に関連する農薬も対象とすることとしてはどうか。

（参考）優先審査のプロセス

- ① 農薬登録又は変更登録を申請する際、優先審査を希望する者は、優先審査希望書（以下「希望書」という。）及びその根拠データを提出。
- ② 農林水産省は、希望書と根拠データを参照して、優先して審査する対象となる農薬が満たすべき条件（以下「優先審査基準」という。）を満たすか

どうか判断。

- ③ 優先審査基準を満たすと判断した農薬については、審査を担当する各府省において、優先的に審査。また、審査報告書に、当該農薬が優先審査であったことを記述。

(別紙案)

平成 30 年 10 月 5 日
農業資材審議会農薬分科会決定
令和 7 年 月 日一部改正

優先審査基準

- 1 「農薬取締法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 53 号)による改正後の農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 3 条第 6 項及び法第 7 条第 4 項で定める「病虫害の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの」とは、以下のいずれかを満たすものとする。
 - 有効な防除手段がないため(例えば、既登録農薬数が 0～1)、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されており、防除上の現場ニーズが高いこと
 - 新規の作用機作を持つこと
 - 環境負荷低減に必要な技術の地域への普及を図る上で、特に必要なものとして、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されていること

- 2 法第 3 条第 6 項及び法第 7 条第 4 項で定める「適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いもの」とは、以下を指すものとする。
 - 適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する既登録の農薬と比較して、人畜や生活環境動植物水産動植物への毒性が十分低いこと(例えば、無毒性量(NOEL)が 10 倍大きい)。